

avexのコメント（2005/10/12）

[サイト](#)より転載

「のまネコ」商品化に関する当社グループの方針

本年9月30日(金曜日)、当社グループのECサイト「ショッピング・アリーナ」にて、「いわゆる『のまネコ』問題についての当グループの考え方」と題して、「マイアヒ・フラッシュ」を収録したCD等の商品の発売中止(廃盤)と有限会社ゼンに対する「のまネコ」の図形商標の登録出願(商願2005-69972)取下げの要請を発表致しましたが、その後も私達は、多くの方々のご意見・ご批判に耳を傾け、さらに当社グループ内部において検討を続けて参りました。

その結果、当社グループは、本日、「のまネコ」グッズ販売継続にあたり、当社グループが受け取る予定であった「のまネコ」の商品化に対するロイヤリティーを、ライセンサーより収受しないことを決定致しましたので、お知らせ申し上げます。

以下、当社グループがこのような決定に至った理由をご説明致します。

そもそもこの件は、当社子会社エイベックス・エンタテインメント株式会社(AEI)がライセンスを受けているO-ZONEの楽曲「DRAGOSTEA DIN TEI～恋のマイアヒ～」にいわゆる「空耳」(主に洋楽で実際の外国語の歌詞の音の意味の上では何ら関連性のない日本語等に聞こえる場合のその日本語等)をあて、モナー等のアスキー・アート文化に影響を受けて作成されたキャラクターが音楽に合わせて動く面白いフラッシュ(オリジナル・フラッシュ)がネット上で公開されていることを私達が知り、これを皆様に楽しんでいただきたいと考えたことに端を発します(オリジナル・フラッシュは許諾なく楽曲を使用していました)。そこで、私達は、フラッシュへの楽曲使用に必要な許諾を受けるとともに、オリジナル・フラッシュの作成者にこれを元にした新しいイラストレーションを起こしていただくよう依頼して、「マイアヒ・フラッシュ」を作成し、これをO-ZONEのCDに特典として収録し、販売しました(後にDVDに収録しCDとカップリング販売)。そうしたところ、同フラッシュは、ネット・コミュニティーに参加されている皆様のみならず、一般のお客様にも大好評をいただき、当該CDは当社グループの当初の予想をはるかに上回る売れ行きとなりました。

このブームともいえる人気に乗って、私達は、CD以外のビジネス展開として、「マイアヒ・フラッシュ」から新しく描き下ろした「のまネコ」のキャラクターを用いたグッズの販売を開始することとしました。

しかしながら、このビジネスは、「マイアヒ・フラッシュ」の人気に乗っているという側面が大きいものです。同フラッシュは、モナー等のアスキー・アート文化をバックグラウンドとするという特殊性を有するものですが、モナー等は元々インターネット掲示板を中心としてネット・コミュニティーにおいてクリエイトされ誰もが自由に使うことのできるキャラクターとして親しまれてきたものでした。にもかかわらず、私達は、モナー等のアスキー・アート文化を愛好されてきた方々や上記のような「のまネコ」キャラクターの誕生の過程への配慮が不十分なまま、「のまネコ」に関する商標登録の出願に関与し、通常のビジネスと同様に企業の論理を優先するなかで「のまネコ」のキャラクターを用いたグッズの営業展開を行ってきました。

その結果として、当社グループがモナー等のアスキー・アート文化を一方的に利用したビジネスをしていると多くの方々を感じられる事態となりました。このような状況に鑑み、また、当社グループが、自由な表現・創作活動に重要な価値を置いてビジネスを行うべきエンタテインメント・ビジネスに携わる企業であることに改めて思いを致し、冒頭のような決断をした次第です。

今回の件に関連して多くの協力企業の皆様及び関係者の皆様にご心配、ご迷惑をお掛けしたことを再度お詫び申し上げます。そして、アスキー・アートなどの文化を育て、今回の件に関し非常に不快な思いをされたネット・コミュニティーに参加されている方々にもお詫び申し上げます。

また、皆様から寄せられたご意見・ご批判を真摯に受け止め、当社グループは、ネット・コミュニティーにおいてクリエイティブな活動をされている方々と共に、新しい創作物を生み出すための

より良い環境作りや、その支援といったことについて積極的に検討することを決定致しました。

なお、9月30日以降、当社従業員並びに当社代表取締役社長及びその家族に対して度重なる殺人予告等がなされましたが、当社グループによる上記決定はこのようなことを理由とするものではございません。当社と致しましては、かかる不法かつ反社会的な行為に対しては断固として適切な措置をとって参る所存です。

エイベックス・グループ・ホールディングス株式会社 2005年10月12日

avexの旧コメント（2005/9/30）

[サイト](#)より転載

いわゆる「のまネコ」問題についての当グループの考え方

この度、私たちが販売しております「のまネコ」に関して、これまで皆様に混乱を招いたことを反省しつつ、「のまネコ」にかかわって今まで私たちがしてきたことをすべて見直しました。

結論から言いますと、現在CDに特典としてつけているマイアヒ・フラッシュを今後はもうつけないことにしようと思います。また、「のまネコ」の図形商標の登録出願を有限会社ゼンに中止してもらおうと思います。こうすれば、多くの方々が共有財産として楽しんでいる「モナー」等について、私たちが何らかの権利を持っているかのような誤解を完全に払拭できると考えたからです。

私たちは、昨年10月に、「恋のマイアヒ」の楽曲を使ってアスキーアート文化の影響を受けた映像と共に音楽を楽しむ面白いフラッシュを見つけました。そのフラッシュは、使用許諾なく楽曲を使用していましたが、「これは非常に面白いので、是非皆さんにも楽しんでもらおう」と思い、作者の方に私たち用に改めてフラッシュを作ってもらい、もちろん作家の許諾を取った上で、CDの特典映像としました。それがマイアヒ・フラッシュの始まりだったことは皆様ご存知のとおりです。

しかし、その後CDの売れ行きが予想もしないくらい伸びたことを背景に、私たちはビジネスとして、ぬいぐるみ等の「のまネコグッズ」をオリジナル商品として出すことにしました。その商品は、マイアヒ・フラッシュのイメージを残しつつ新たなオリジナリティを加えて別のキャラクターとして描き下ろされたものであり、もちろん「モナー」とは異なるものとして作っていただいたものですが、皆様には、「のまネコ」は上記のような経緯で誕生したマイアヒ・フラッシュと同様のものであると受け取られ、「のまネコ」によって「モナー」等のアスキーアートの自由な使用が制限されるのではないかといった様々なご不満・お叱りをいただきました。

私たちは、「のまネコ」は「モナー」とはまったく別物であり問題ないと考えていたからこそ、海賊版に対抗すること等を考えてごく普通に商標登録出願をしてもらったのですが、皆さんの気持ちの中では、「同じようなもの」というように捉えられたのだと思います。正直なところ、私たちは、別物ではあるものの、上記のとおりアスキーアート文化をバック・グラウンドとしてもつマイアヒ・フラッシュの知名度が「のまネコ」グッズ販売の一助になると考えておりました。

しかし、このことが原因で今回の混乱を招いた以上、直ちにマイアヒ・フラッシュの提供を中止し、「のまネコ」の図形商標の登録出願も取り下げること、皆さんに安心していただくことと決心した次第です。

と、発表しようと思っていた矢先、本日も未明、2ちゃんねるにエイベックス社員に対する殺人予告が載せられました。「のまネコ」問題が取りざたされるようになってから、今までも、一部の心ない方から嫌がらせまがいのことが私たち及び関係者に対して行われてきましたが、善意のファンや一般消費者の方々の声を真摯にうかがおうと思い、特段の措置はとりませんでした。しかし、今回のものは明らかに不法かつ著しく反社会的であって到底見過ごすことができるものではないので、警察に被害届けを出すことにしました。

この事件に接して、正直言って、冒頭からの発表文を出すことにややためらいを感じましたが皆様を信じて当初の予定通り発表させていただきます。

エイベックス・グループ・ホールディングス株式会社 2005年9月30日

avexの旧コメント（2005/9/23）

[サイト](#)より転載

「のまネコ」に関するエイベックスネットワーク株式会社の発表について

先般エイベックスネットワーク株式会社が発表した「のまネコ」の商標出願（出願人：有限会社ゼン）について、説明申し上げましたが、言葉足らずのところがあり、みなさまに誤解を生じさせ、混乱を招いたことにつきまして、関係者の方々ならびに関連するみなさまにまずはお詫び申し上げます。

わたしたちはビジネスを行っておりますから、プロモーションの結果生じた市場の反応に対応してさらにその活躍の場を広げていきたいと常に考えております。しかし今回出願した商標につきましては、あくまでもグッズとして展開されるキャラクターの「のまネコ」のみであり、当然のことではありますが、わたしたちが、モナーの利用に対して権利を主張することは一切ありませんし、他のアスキーアート（例：しい、モララーなど）に対しても同様です。再度申し上げますが、あくまでも商品開発における「のまネコ」に限定した商標登録出願でしかありません。

今回モナーを始めとするアスキーアートキャラクターを愛し育ててきたみなさまに対する配慮が足りなかったことは、エイベックス・グループとして反省いたしております。

今後、わたくしたちは、いわゆるネットコミュニティのみなさまともより一層深いコミュニケーションをとらせていただきながら、多くの人々に楽しんでいただけるクリエイティブなエンタテインメント・コンテンツを世の中に出して参りますので、よろしく願いいたします。

エイベックス・グループ・ホールディングス株式会社 2005年9月23日

avexの旧コメント（2005/9/8）

[サイト](#)より転載

のまネコ著作権について

当社製品に使用されているキャラクター「のまネコ」は、「のまネコ」の著作権を管理する有限会社ゼンと商品化契約を締結した上で使用しております。

「のまネコ」は、インターネット掲示板において親しまれてきた「モナー」等のアスキーアートにインスパイヤされて映像化され、当社と有限会社ゼンが今回の商品化にあたって新たなオリジナリティを加えてキャラクター化したものですが、皆様において「モナー」等の既存のアスキーアート・キャラクターを使用されることを何ら制限するものではありません。

何卒ご理解のほどよろしくお願いいたします。

有限会社ゼン <http://www.e-zen.info/>

エイベックス ネットワーク株式会社 2005年9月8日
